

## 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎地域の対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興、教育、文化水準の向上などに一定の成果を挙げてきているところであります。

しかしながら、他の地域より一段と早く進む少子化、超高齢化の進行は過疎地域の更なる衰退を招き、多くの集落は、日中、高齢者の手によって守られているのが現状です。

更に過疎化が急激に進めば、中山間地を中心とした集落が存亡の危機に陥り、農地や山林の荒廃が危ぶまれるほか、国の宝でもある多くの貴重な農漁村文化や郷土芸能が失われてしまうことにもなります。

過疎地域は国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有し、癒しを提供する地域でもあり、食料や水、エネルギーの供給のほか、広大な面積を有する森林は水質の保全、災害防止に加え、地球温暖化阻止という重要な役割も担っています。

このような多面的かつ公益的機能は国民共通の財産なわけですが、その保全にかかわる多くは過疎地域の住民の手によって支えられてきていることはご承知のとおりであります。このことから過疎地域への継続ある対策は国にとっても喫緊の課題です。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することから、今後も過疎地域の果たしている多面的かつ公益的機能を維持、発展させていくためには、引き続き過疎地域に対して総合的且つ積極的な支援を充実強化し、地域住民のコミュニティーと暮らしを支えていくことが均衡ある国土の発展、保全の観点からも重要であります。

また、過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心で、安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、貴重な自然や歴史、文化の保全につながり、都市と農漁村など、国民全体に関わる豊かな交流の場、憩いの場の提供ともなり得ることから、引き続き総合的な過疎対策をより一層充実強化させる必要があります。

よって、下記事項が実現するよう強く要望し、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

### 記

- 1 現行過疎法の期限終了後も、引き続き過疎地域の振興が図られるよう、現行法の延長または新たな過疎対策法を制定すること。
- 2 現行過疎法の期限終了後も、過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。
- 3 現行過疎法の期限終了後も、現行法第33条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」を引き続き設けること。

令和元年9月30日

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

岩手県花巻市議会議長 小原雅道